

契 約 の 保 証 に つ い て

(工事・業務委託 共通)

- 1 落札者は、工事請負（業務委託）契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

なお、(3)から(5)については、当該保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を提出したものとみなす。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

- [注] ア 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限り。）を払い込んで、交付を受けること。
- イ 請負代金額（業務委託料）の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ウ 請負者（受注者）の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- エ 請負者（受注者）は、発注者へ工事目的物（成果物）の引渡し後、契約保証金の払渡しを求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

- [注] ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価額は、次のいずれかに限るものとする。
- | | |
|----------|------------|
| 1 福島県債証券 | 額面金額 |
| 2 国債証券 | 額面金額の10分の8 |
- イ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課又は県中地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- ウ 上記イの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。
- エ 請負代金額（業務委託料）の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- オ 請負者（受注者）の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- カ 請負者（受注者）は、発注者へ工事目的物（成果物）の引渡し後、有価証券の払渡しを求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

- [注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、「福島県県中農林事務所長」と記載するように申し込むこと。
- ウ 保証債務の内容は、工事請負（業務委託）契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

- エ 保証書上の保証に係る工事名の欄には、工事請負（業務委託）契約書に記載される工事名（委託業務名）が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとすること。
- ク 請負代金額（業務委託料）の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ケ 請負者（受注者）の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 請負者（受注者）は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物（成果物）の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

（４）債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- [注] ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「福島県県中農林事務所長」と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負（業務委託）契約書に記載される工事名（委託業務名）が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1（業務委託料にあっては 100 分の 5）の金額以上とすること。
- オ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- カ 請負代金額（業務委託料）の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- キ 請負者（受注者）の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（５）債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

- [注] ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、「福島県県中農林事務所長」と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負（業務委託）契約書に記載される工事名（委託業務名）が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1（業務委託料にあっては 100 分の 5）の金額以上とすること。
- カ 保険期間は、工期を含むものとすること。
- キ 請負代金額（業務委託料）の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ク 請負者（受注者）の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1 の規定にかかわらず、請負代金額が 500 万円未満（業務委託料にあっては 300 万円未満）となる場合は、契約の保証を付さない。

ただし、契約締結後、請負代金額（業務委託料）の変更により、変更後の請負代金額が 500 万円以上（業務委託料にあっては 300 万円以上）となるとときは、福島県工事請負契約約款第 4 条（業務委託契約書第 4 条）に規定する契約の保証を付するものとし、この場合は 1 の規定を準用する。

工事請負契約書(案)

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工事の番号・名称 | 2 6 - 3 6 2 2 0 - 0 1 0 0
ため池整備 0 8 0 1 合冊工事 大反池・上ノ池地区 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 郡山市田村町御代田地内外 |
| 3 | 工 期 | 着 工 令和 8 年 月 日
完 成 令和 9 年 3 月 3 1 日 |
| 4 | 工事請負代金の額 | 金 円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也 |
| 5 | 契 約 保 証 金 | 金 円 |

6 特 記 事 項

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

上記工事について、発注者 福島県 と受注者 〃 は、福島県工事請負契約
約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づい
て、請負契約を締結する。

特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金の変更により変更後の請負代金が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、請負代金が500万円未満の場合に特約する。)

第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

(注 この特約条項は、請負代金が2,000万円以上の場合に特約する。)

第3 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。

- 2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。
- 3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）

（注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

- 第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

- 第5 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

（以下は該当する場合に記載する。）

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和8年 月 日

福島県郡山市南一丁目94番地

発注者 福島県

福島県県中農林事務所長 鈴木 秀一郎 印

受注者

印